

広報まつさか広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 広報まつさかに民間事業者等の広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則(平成19年松阪市規則第1号)第4条及び松阪市広報紙広告取扱要綱(平成21年松阪市告示第号)第2条に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項について審査し、掲載の可否を判断するものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだ広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

(1) 人材募集広告

ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。

イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の販売又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

ア 授業料及び受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

イ 語学習得の安易さを強調する表現は使用しない。

例：1か月で確実にマスターできる等

(3) 学習塾、予備校等(専門学校を含む。)

合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。

(4) 資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品、材料及び機材の販売又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(5) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)等広告を掲載する事業者が、三重県薬務食品室で広告内容についての了解を得ること。

(6) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等

広告を掲載する事業者が、三重県薬務食品室及び公正取引委員会で広告内容に

ついでにの了解を得ること。

(7) 介護保険法に規定するサービスその他の高齢者福祉サービス等

(一) サービス全般（老人保健施設を除く）

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスについて、その他のサービスと明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：松阪市事業受託事業者等

(二) 有料老人ホーム

(一)に規定するもののほか、

ア 三重県の指導に基づいたものであること。

イ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

(三) 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(8) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。

イ 不動産売買や賃貸の広告は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

(9) 旅行業

ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記すること。

イ 不当表示に該当するおそれのあるものは掲載しない。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

(10) 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(11) 雑誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出し、写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正かつ、公衆に不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発又は助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

エ 個人の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないもので

あること。

オ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉又はセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

カ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告は、氏名及び写真は原則として表示しない。

(12) 映画、興業等

ア 暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端に歪め、又は一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ ショッキングなデザインは使用しない。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(13) 結婚相談所、交際紹介業

ア 結婚情報サービス協議会等に加盟していることを明記すること。ただし、加盟証明の提示を受けていること。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(14) 募金等

厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

下記の主旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

(15) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例： 〇〇〇のバッグ50,000円、航空券 東京～ 福岡15,000円等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(16) ダイヤルサービス

ダイヤルQ 2のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

(17) その他の事項

ア 関係法令の遵守

当該業種において、関係法令等に広告等の制限がある場合、当該規定を遵守すること

イ 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例： 「メーカー希望小売価格の30%引き」等

ウ 比較広告

比較広告を掲載する場合、主張する内容が資料等により客観的に証明すること。

エ 無料で参加又は体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

オ 責任の所在が不明確な広告

(ア) 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。ただし、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(イ) 広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。

カ 肖像権、著作権

権利者から適正に使用許可を得ていること。

キ 宝石の販売

虚偽の表現でないことについて、公正取引委員会の確認を得ていること。

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

ク アルコール飲料

(ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

(イ) 飲酒を誘発するような表現は掲載しない。

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

2 前項に定めのない業種及び広告内容については、松阪市広告審査委員会で別途協議の上審査するものとする。